

個人市民税の寄附金税額控除の対象が拡大されました

対象となる寄附金

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| ① 地方公共団体に対する寄附金 ② 京都府共同募金会に対する寄附金 ③ 本赤十字社京都府支部に対する寄附金 | ①～③に加え、平成23年10月に市税条例を改正し、新たに ④ 所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、京都府・木津川市が条例の規定により指定した寄附金を追加 |

条例の規定により指定する寄附金

所得税の控除対象として認められている下表に掲げるもののうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、次の1～3の条件を満たす市内の法人等に対する寄附金で、条例の規定により市長が指定するものに限りです。

1. 京都府税条例に基づく知事の指定を受けていること
2. 木津川市内に事務所又は事業所を有するもの
3. 木津川市内で事業活動を行うもの

| 区 分 | |
|------|---|
| (1) | 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 ＜国立大学法人、公立大学法人などへの寄附金＞ |
| (2) | 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (3) | 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (4) | 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ＜自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社への寄附金＞ |
| (5) | 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (6) | 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (7) | 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (8) | 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (9) | 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 |
| (10) | 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。) ＜国税庁長官の認定を受けたNPO法人への寄附金＞ |

(令和4年4月一部改正)

※木津川市のHPIに指定した寄附金を掲載しています。

寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金(総所得金額等の30%を限度)のうち、次で計算した金額が、寄附をした翌年度(1～3月については翌々年度)の市・府民税から控除されます。

2,000円を超える部分×控除率

| 区 分 | 控除率 |
|------------------|-----|
| 木津川市の条例指定分 | 6% |
| 京都府の条例指定分 | 4% |
| 木津川市と京都府双方の条例指定分 | 10% |

控除適用の手続き

市・府民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ所得税の確定申告書を提出しなければなりません。

このとき、寄附を行った際に受け取った寄附金受領証明書等を添付又は提示することが必要です。

また、寄附金受領証明書に併せて、「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しなど、寄附団体に応じた証明書の添付が必要となる場合がありますので、所得税の確定申告の添付書類を参考にしてください。

※所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、寄附金受領証明書等の添付を省略することができます。

(ただし、3年間は自ら保存することが必要です。)

※所得税の確定申告が不要な方が、市・府民税の寄附金税額控除を受けようとする場合には、市・府民税の申告書を提出しなければなりません。

留意事項

- (1) 寄附金を支出した年の翌年1月1日において、木津川市内に住所を有する個人の方が対象となります。
- (2) 平成23年1月1日以降の寄附金から対象となり、平成24年度以降の市・府民税から控除が受けられることとなります。

問い合わせ先

・木津川市役所税務課市民税係

電話: 0774-75-1203(直通)

HP: <http://www.city.kizugawa.lg.jp/lifecycle.php>

※「個人市民税の寄附金税額控除対象の拡大について」で検索してください。

E-mail: zeimu@city.kizugawa.lg.jp

・京都府税務課管理担当

電話: 075-414-4431(直通)

HP: <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/1229928053820.html>

※「京都府 個人府民税の控除対象寄附金の条例指定」で検索してください。